

## 公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成29年3月3日

福岡県知事 小川 洋

### 1 処分を受けた事業者

#### (1) 名称

有限会社成尾

#### (2) 所在地

糸島市美咲が丘二丁目12番6号

#### (3) 代表者

代表取締役 成尾 尚雄

### 2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

### 3 処分の年月日

平成29年2月16日

### 4 処分の理由

有限会社成尾は、福岡県知事から事業の範囲の変更許可を受けずに、平成26年12月26日から平成28年8月10日までの間に計13回にわたり、排出事業者から委託を受けた産業廃棄物の積替え及び保管を行った。

このことは、法第14条の2第1項に違反し、法第14条の3の2第1項第5号に該当する。